

広情個審第72号

令和元年10月30日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成31年4月23日付け広施恵第47号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第297号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成31年4月23日付け広施恵第47号の諮問事案（諮問第297号事案）

平成31年1月10日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年2月22日付け広施恵第345号で行った公文書不開示決定に対する同月27日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った不開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等及び口頭意見陳述における主な主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が行った公文書不開示決定を取り消し、真に非開示とすべき部分を除いて開示するとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 恵下埋立地（仮称）建設工事においては、現地で伐採した樹木を全て産廃処分する設計となっていたが、有用物として市場価値のある幹材については、産廃として処分したと偽って、実際には、業者が伐採現場から木材市場に運搬して売却していた事実が明るみに出て、住民監査請求が提出（H29.8月）されるとともに、当該行為に違法性があることから、刑事告発がなされ（H29.9月）広島県警が捜査していた。

広島市監査委員は、広島市の財産を市場売却したとして、その利益相当分の不当利得返還請求や損害賠償請求を行うことを広島市に勧告し（平成29年10月6日広島市監査公表）、業者も返還した。（平成29年12月28日広島市監査公表）

伐採現場において広島市の財産であった伐採木を業者が自らの所有物として市場売却していたもので、広島市発注工事で発生した事件であって、広島市は当事者ではない。

佐伯警察署は、広島市に対して、事実確認や広島市の認識等について「問い合わせ」を行っており、その問い合わせの記録が18件の公文書と推察される。

イ 当該事件の当事者は、平成30年10月31日付けで書類送検され、既に不当利得等の返還が済んでいたことなどが考慮されたと思われるが、平成30年12月28日付けで不起訴処分とな

っている。

実施機関は、本件開示請求について、警察署から広島市に問い合わせのあった内容の記載された文書18件であり、そのすべての不開示理由は、広島市情報公開条例第7条第3号とし、具体的には、「捜査に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため」としている。

広島市情報公開条例第7条第3号は、以下の通りである。

(3) 市の機関又は国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

本件公文書は、上記ア～オのいずれにも該当しない。

実施機関がこの条文をどのように解釈して不開示に該当すると判断したのか分からないが、例えば「ア」の場合、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のある時に不開示とでき、それ以外では開示である。また、「イ」の場合、「市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある時に不開示とでき、それ以外では開示である。本件公文書は、いずれにも該当しない。

ウ 本件の捜査は終了しており、不起訴処分となっている。このことは、新聞でも報道されており、周知の事実となっている。

広島市は事件当事者ではなく、単に「問い合わせ」を受けたに過ぎない。事実や広島市の認識を淡々と述べたに過ぎない問合せ記録を開示することが、恵下埋立地整備等の広島市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることはあり得ない。

エ 実施機関が特定した18件がすべて刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づき、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めた上で照会を受けたものであれば、非開示の対象になるものと思われるが、その時の特定文書は、「刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会の記録18件」であり、単なる「問合せ」ではないはずである。

「問合せ」として特定されている以上、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会だけ

でなく、単なる問合せが含まれている可能性があり、むしろそうであるから「問合せ」という表現を使っており、その文書は開示することが可能であると考えられる。

また、仮に刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会であっても、同条第5項に記載の、「みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう」求めた上での照会でない場合は、開示可能とも考えられる。このことについて、広島市情報公開条例には記載がない。

弁明書の記載の通りであれば、「問合せ」などと記載するのではなく、はっきりと「刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会の記録18件」と記載し、同条第5項に記載の「みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう」求めた上での照会であるから不開示であると、明確に記載すべきではないか。

オ 刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所または公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」であり、同条第5項は「第二項又は第三項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めることができる。」である。

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会は、「捜査関係事項照会書」によって照会することとされており（捜査関係事項照会書の適正な運用について（通達））、文書によって照会されていなければ、当該照会には該当しないものであるが、実施機関がどのような判断をしているのか、審査請求人には分からない。

更に、刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会が、同条第5項に基づいて漏らさないよう求められているかどうかについては、「捜査関係事項照会書」に記載されるので、記載されていなければ、漏らさないことを求めていると考える。

また、捜査の途上でこのような文書を不開示する必要があったとしても、当該事件の結論が出た後では開示できることも考えられる。

カ 広島市は、市民のために存在している団体（法人）であり、市民の「知る権利」に対して「説明責任」を負っている。むやみに隠すのではなく、広島市情報公開条例にのっとり、しっかりと説明責任を果たしていただきたい。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述における主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の対象文書は、「恵下埋立地（仮称）建設工事において、伐採木の幹材がリサイクルされるのではなく、有用物として市場売却されていた問題で、広島市の担当者が広島県警佐伯警察署から事情聴取を受けたときの記録（内容を詳しく記載したもの）」であり、本市は対象となる18件の公文書（以下、これらを合せて「本件公文書」という。）の不開示決定を行っている。
- (2) 本件公文書は、一連の事件の捜査に関する文書であり、公にすることにより、警察の捜査手法等が明らかになり、警察の今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられ

ることから、広島市情報公開条例第7条第3号に基づき、不開示決定を行ったものである。

- (3) また、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき照会を受けた事項に関する内容を記載した文書については、同条第5項の規定により、本市は警察から、当該照会に関する事項を漏らさないよう求められていることから、広島市情報公開条例第7条第3号及び刑事訴訟法第197条第5項に基づき、不開示決定を行ったものである。

なお、「弁明書」及び「審査請求に対する説明書」には、本件公文書の全てが刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき照会を受けた事項に関する内容を記載した文書であるかのように記載していたが、これは正確ではなく、訂正したい。

- (4) 請求人は、審査請求書の中で、広島市情報公開条例に規定される不開示事由として、第7条第3号ア～オを引用した上で、本件公文書が同号の「ア～オのいずれにも該当しない。」と主張しているが、同号には、「市の機関又は国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定されており、同号ア～オは例示規定であるため、そのいずれかに該当しなければ不開示事由にならないというものではない。
- (5) 以上のとおり、審査請求人の審査請求の理由は、根拠のないものである。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(2) 本件公文書の不開示の該当性について

当審査会が見分したところ、本件公文書は広島県佐伯警察署による、公表しないことを前提に行われた問合せの記録であり、開示すると、同警察署の捜査手法等が明らかとなるほか、今後の同種の捜査において関係者の協力が得られなくなるなど、広島県が行う警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件公文書は条例第7条第3号に該当する。

(3) 捜査関係事項照会に関する主張について

ア 実施機関は、弁明書において、本件公文書は、広島県佐伯警察署から刑事訴訟法第197条第

2項の規定に基づく捜査関係事項照会書により照会を受けた事項に関する内容を記載したものであり、同条第5項の規定により、本市は警察から、当該照会に関する事項を漏らさないよう求められていることから、不開示決定を行った旨を主張する。

イ これに対し、請求人は、本件公文書に、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会だけでなく、単なる問合せが含まれているのであれば、単なる問合せは開示可能であると考えられる旨を主張する。

ウ 当審査会が見分したところ、本件公文書には、捜査関係事項照会書が送付される前の問合せ等の記録（以下「照会前の記録」という。）が含まれており、照会前の記録には刑事訴訟法第197条第5号の規定は適用されないと解される。この点において、実施機関による弁明書における説明が妥当でなかったことについては、口頭意見陳述において実施機関も認めているところである。

エ しかしながら、照会前の記録であっても、これを開示すると、広島県が行う警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることは、前記(2)で述べたとおりである。

したがって、実施機関が、照会前の記録を不開示としたことは妥当である。

(4) 結論

以上のことから、実施機関が本件開示請求に対して行った不開示決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 3 1 . 4 . 2 3	広施恵第 4 7 号の諮問を受理 (諮問第 2 9 7 号で受理)
R 1 . 6 . 1 1 (第 1 回 審 査 会)	第 2 部 会 で 審 議
R 1 . 7 . 1 6 (第 2 回 審 査 会)	第 2 部 会 で 審 議
R 1 . 8 . 2 0 (第 3 回 審 査 会)	第 2 部 会 で 審 議
R 1 . 9 . 2 4 (第 4 回 審 査 会)	第 2 部 会 で 審 議
R 1 . 1 0 . 8 (第 5 回 審 査 会)	第 2 部 会 で 審 議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
佐 藤 以 誠	広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	広島消費者協会理事
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授